

公共下水道（管渠内）害虫等駆除業務委託（単価契約）特記仕様書

第1章 総則

1. 業務手順

- (1) 委託者から作業指示書（別紙様式1）により発注
- (2) 受注者にて現地確認及び調査（必要に応じて委託者と害虫等駆除方法等の協議を行うこと。）
- (3) 害虫等駆除業務実施
- (4) 業務完了後、委託者へ作業報告書（別紙様式2）、位置図、写真、実績報告書（別紙様式3）、実施工程表、交通誘導警備員集計表（別紙様式4）、安全訓練実施状況、必要に応じ、その他書類（作業日報等）を提出
- (5) 委託者より提出書類の確認を受ける

2. 業務委託料の支払い

受託者は、完了した業務について、月単位で委託料の支払いを請求することができる。請求する場合は、前月までの作業報告書等を整理し、翌月10日までに完了届（別紙様式5）を用い、作業報告書等を添付し委託者に通知しなければならない。

3. 法令等の遵守

受託者は、業務実施にあたり、委託に関する諸法規、その他諸法規を遵守し業務の円滑なる進捗を図るとともに、その運営、運用は受託者の責任と負担において行なければならない。

4. 官公署への手続き

受託者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、業務に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

5. 現場体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに現場代理人、並びに害虫等駆除の業務の技術及び経験を有する管理技術者を定めるとともに、現場に管理技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (3) 受託者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

- (4) 作業標示板は、道路工事現場における標示施設等の設置基準に基づき設置すること。

6. 再委託の届出

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託する場合、着手に先立ち、再委託届書を提出すること。作業期間中に再委託業者を変更する場合も同様である。
- (2) 作業の実施にあたって、著しく不相当であると認められる再委託業者は、交代を命ずることがある。この場合は、受託者は、ただちに必要な措置を講じること。

7. 地先住民等との協調

- (1) 作業着手前に履行場所周辺の家屋や店舗などに対し、熊本市上下水道局からのお知らせ(別紙様式6)をもって周辺住民への周知徹底を図ること。夜間作業を実施する場合は、作業員の不必要な大声の禁止、建設機械の騒音の低減等に努めなければならない。
- (2) 受託者は地先住民等からの要望、もしくは地先住民等との交渉があった時は、遅滞なく調査職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。
なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受託者がその責任を負うこと。

8. 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに調査職員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9. 害虫等駆除作業記録写真

受託者は、次の各号に従って、害虫等駆除作業記録写真を撮影し、害虫等駆除業完時には、工種ごとに工程順に編集したものを、害虫等駆除作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して調査職員に提出すること。

- (1) 作業箇所が分かるよう作業箇所の全景写真を撮影すること。
また、作業した人孔および公共柵の内部を、作業前後の状況を同一方向で撮

影すること。

- (2) 作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 各作業現場ごとに使用薬剂量がわかるよう撮影すること。
- (4) 写真には、撮影場所及び撮影対象を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。
- (6) 撮影頻度
 - ①作業箇所の全景写真：全箇所撮影すること。
 - ②着手前完了写真：全箇所撮影すること。
 - ③作業写真：1現場の2カ所程度

第2章 業務内容

1. 一般事項

- (1) 受託者は、業務計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に調査職員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業時間、作業範囲等
昼間作業は、通常8：00～17：00、夜間作業は、22：00～6：00迄とするが、道路使用許可条件を厳守して実施すること。

2. 作業方法

マンホール、公共枿及び管渠内のゴキブリ駆除等については下記の3種類の方法で実施する。

	マンホール	公共枿
泡施工	サフロチンMC剤（40倍希釈） 起泡剤含む 1穴当たり500ml実施	サフロチンMC剤（40倍希釈） 起泡剤含む 1穴当たり150ml実施
ガス施行	ミラクンGX シフェノリン液化炭酸ガス 1穴当たり35g実施	ミラクンGX シフェノリン液化炭酸ガス 1穴当たり20g実施
ねずみ駆除	チューモアブロック 1穴当たり180g実施	チューモアブロック 1穴当たり60g実施

① 泡施工法

サフロチンMC剤（40倍希釈液）同等品以上の発泡剤1～6%（人孔内側壁に吹き付けた泡が60分以上残る硬さ。）を混入し、希釈液の一部で側壁にいるゴキブリの集団を覆うように吹き付け処理を行う事により、窒息による殺虫を行うとともに塗布による残留効果をあげる。

② 炭酸ガス噴霧法（合流地区）

ミラクン（ピレスロイド系殺虫剤シフェノトリン）同等品以上を炭酸ガスに直接溶解させた殺虫剤をマンホール、公共柵の上部より噴霧すること。

なお、ミラクンGX（同等品以上）の噴霧は、マンホール間延長の長短等により、その量を調整するものとする。逃避ゴキブリ予防のため、マンホール蓋及び公共柵蓋等に穴がある場合は、殺虫剤噴霧前にガムテープ等で穴をふさぐものとする。また、炭酸ガス噴霧法を合流地域にて実施する場合は、雨水柵上部にゴムマットを敷き逃避を予防する。これに使用するゴムマットは、委託者が貸与する。

路上等に這い出したゴキブリに対しては、殴打による処理を原則とし、駆除箇所状況に応じて有機リン系殺虫剤の水性サフロチン乳剤（プロペタンホス3%）同等品以上を、水で10倍に希釈したものを蓄圧式噴霧器にて散布するものとする。

また、殺虫剤噴霧後、逃避ゴキブリがいなくなるまで監視を行うものとする。

③ ネズミ駆除

ネズミ駆除については、殺鼠剤をマンホール、公共柵、上部より紐をつけて投入し紐の片方をマンホール内構造物に縛り付け固定する事。

3. 使用器具及び薬剤

業務に使用する器具等については、品質良好で検査合格したものを使用すること。使用薬剤は厚生労働省認可の薬剤を使用すること。また、事前に使用材料承認願いを提出し、材料検査を行うものとする。ついては、品質良好で検査合格したものを使用すること。使用薬剤は厚生労働省認可の薬剤を使用すること。また、事前に使用材料承認願いを提出し、材料検査を行うものとする。

3章 その他

1. その他

(1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに調査職員に報告すること。

(2) その他特に定めのない事項については、速やかに調査職員に報告し、指示を受けて処理すること。